

商品概要説明書

J Aマイカーローン

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

商品名	J Aマイカーローン								
ご利用いただける方	<p>当 J A の組合員の方。</p> <p>お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>原則として、勤続(または営業)年数が 6 か月以上の方。</p> <p>当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>								
資金使途	<p>ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</p> <p>自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>カー用品(カーナビ等)のご購入資金。</p> <p>車庫建設のためのご資金(お借入金額は 100 万円以下とします)。</p> <p>他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金(残価設定型は除く)。</p>								
借入金額	10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。								
借入期間	6 か月以上 10 年以内とします。								
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>								
返済方法	元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。								
担保	不要です。								
保証人	当 J A が指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会または静岡県農協保証センター)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	<p>一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>一括払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>11,266 円</td> <td>19,123 円</td> <td>27,405 円</td> </tr> </table> <p>分割払い</p> <p>約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3 年	5 年	7 年	保証料(円)	11,266 円	19,123 円	27,405 円
お借入期間	3 年	5 年	7 年						
保証料(円)	11,266 円	19,123 円	27,405 円						

	<p>なお、保証料率は年 0.7% です。</p>
手数料	<p>融資実行時に、3,240 円の申込手数料（消費税含む）が必要です。</p> <p>ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>全額繰上返済の場合...最大 3,240 円</p> <p>一部繰上返済の場合...最大 3,240 円</p> <p>ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,400 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部金融管理課（電話：055-971-8212）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>印紙税が別途必要となります。</p> <p>現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA三島函南